

委託業務処理要領(案)

1 消防用設備保守点検履行場所

- (1) 北海道檜山合同庁舎 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
- (2) 北海道檜山農業改良普及センター庁舎 北海道檜山郡江差町字柳崎町55番地
- (3) 北海道檜山家畜保健衛生所庁舎 北海道檜山郡江差町字田沢町281番地1

2 消防用設備の点検について

消防用設備の点検に当たっては、別表の点検基準によるものとし、8月に機器点検、

2月に総合点検を実施する。

なお、総合点検として点検基準の項目のない消防用設備については、年2回の機器点検とする。

また、点検結果は、消防庁が定める様式等により報告すること。(該当する設備がないときは、この限りでない。)

3 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(別表)

第1 消火器 (「消防用設備等の点検要領」第1「消火器具」から抜粋)

1 機器点検 (外観)

点検項目	点検内容	
設置場所	通行又は避難に支障がなく、かつ、消火器については消火薬剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあるか確認すること。	
設置間隔	防火対象物の各部分からそれぞれ当該消火器具に至る歩行距離が規定の数値以下であるか確認すること。	
適応性	設置した場所の消火に適応する消火器具であるか確認すること。	
表示及び標識	損傷、汚損、脱落、不鮮明なもの等がなく、所定のもの設けられているか確認すること。	
消火器の外観	本体容器	消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。
	安全栓の封	損傷、脱落等がなく、確実に取り付けられているか確認すること。
	安全栓	変形、損傷等がなく、確実に装着されているか確認すること。
	押し金具及びレバー等の操作装置	変形、損傷等がなく、確実にセットされているか確認すること。
	キャップ	変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されているか確認すること。
	ホース	変形、損傷、老化、つまり等がなく、本体容器と緊結されているか確認すること。
	ノズル、ホーン及びノズル栓	変形、損傷、老化、つまり等がなく、ホースと緊結されており、二酸化炭素消火器にあっては、ホーン握りの脱落がないか確認すること。
	指示圧力計	変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正であること。
	保持装置	変形、損傷、著しい腐食等がなく、消火器を容易に取りはずせるか確認すること。
安全弁	変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されているか確認すること。	

2 機器点検 (機能)

消火器のうち、蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年を経過したもの又は消火器の外観の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。この場合において、消火器の外観の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から5年を経過した蓄圧式の消火器にあっては、抜き取り方式により点検を行うこと。

点検項目	点検内容	
本体容器	内面に腐食、防錆材料の脱落等がないか確認すること。	
消火薬剤	性状	変色、腐敗、沈殿物、汚れ等がなく、粉末消火薬剤にあっては、固化がないか確認すること。
	消火薬剤量	所定量あるか確認すること。
加圧用ガス容器	著しい腐食がなく、加圧用ガスが所定量あるか確認すること。	
カッター及び押し金具	変形、損傷等がなく、操作作用のレバー、ハンドル等を操作した場合に、カッター及び押し金具が確実に作動するか確認すること。	
ホース	ホース及びホース接続部につまり等がないか確認すること。	
指示圧力計	正常に作動すること。	
安全弁及び減圧孔 (排圧栓を含む。)	変形、損傷、つまり等がなく、確実に作動するか確認すること。	
粉上り防止用封板	変形、損傷等がなく、確実に取り付けられているか確認すること。	
パッキン	変形、損傷、老化等がないか確認すること。	
サイホン管及びガス導入管	変形、損傷、つまり等がなく、確実に取り付けられているか確認すること。	
放射能力	車載式の消火器以外の消火器については、放射試験を抜き取り方式により実施し、放射能力に異常がないか確認すること。	

第2 屋内消火栓設備 (「消防用設備等の点検要領」第2「屋内消火栓設備」から抜粋)

1 機器点検

点検項目		点検内容		
水源	貯水槽	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないか確認すること。		
	水量	規定量が確保されているか確認すること。		
	水状	著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がないか確認すること。		
	給水装置	変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であるか確認すること。		
	水位計	変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動するか確認すること。		
バルブ類		漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできるか確認すること。		
加圧送水装置	電動機の制御装置	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか確認すること。	
		外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。	
		表示	適正であるか確認すること。	
		電圧計	変形、損傷等がなく、指示値が適正であるか確認すること。	
		開閉器及びスイッチ類	変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であるか確認すること。	
		ヒューズ類	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものを使用されているか確認すること。	
		継電器	脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であるか確認すること。	
		表示灯	正常に点灯するか確認すること。	
		結線接続	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認すること。	
		接地	著しい腐食、断線等がないか確認すること。	
	予備品等	予備品及び回路図等が備えてあるか確認すること。		
	起動装置	直接操作部	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか確認すること。
			外形	変形、損傷等がないか確認すること。
			表示	適正であるか確認すること。
		遠隔操作部	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、操作部が消火栓箱内部又はその直近に設けられているか確認すること。
			外形	変形、損傷等がないか確認すること。
			表示	適正であるか確認すること。
	電動機	ポンプ	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。
			回転軸	回転が円滑であるか確認すること。
			軸受部	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされているか確認すること。
			軸継手	緩み等がなく、機能が正常であるか確認すること。
		ポンプ	機能	正常であるか確認すること。
			外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。
			回転軸	回転が円滑であるか確認すること。
			軸受部	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされているか確認すること。
		呼水装置	グラウンド部	著しい漏水がないか確認すること。
			連成計及び圧力計	正常に作動するか確認すること。
			性能	適正であるか確認すること。
			呼水槽	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あるか確認すること。
			バルブ類	漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできるか確認すること。
自動給水装置			変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であるか確認すること。	
配管等	減水警報装置	変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であるか確認すること。		
	フート弁	吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であるか確認すること。		
	管及び管継手	漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないか確認すること。		
	指示金具及びつり金具	脱落、曲がり、緩み等がないか確認すること。		
屋内消火栓箱等	バルブ類	漏れ、変形、損傷等がなく開閉位置が正常で、かつ開閉操作が容易にできるか確認すること。		
	ろ過装置	ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないか確認すること。		
	逃し配管	変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であるか確認すること。		
	消火栓箱	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか確認すること。	
	表示	適正であるか確認すること。		
	ホース及びノズル	ホース及びノズルは必要本数が正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできるか確認すること。		
	消火栓開閉弁	漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできるか確認すること。		
	表示灯	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯しているか確認すること。		
耐震措置	始動表示灯	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯しているか確認すること。		
	使用方法の表示	適性に取り付けられているか確認すること。		
アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われているか確認すること。				

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、直接操作部又は遠隔操作部により加圧送水装置を起動させ、任意の屋内消火栓により放水し、次の事項について確認すること。

点検事項		点検内容
ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置が正常に作動するか確認すること。
		表示、警報等が適正に行われるか確認すること。
		電動機の運転電流が適正であるか確認すること。
		運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないか確認すること。
放水圧力	放水圧力範囲内であるか確認すること。	
放水量	規定量以上であるか確認すること。	

第3 自動火災報知設備 (「消防用設備等の点検要領」第11「自動火災報知設備」から抜粋)

1 機器点検

点 検 項 目		点 検 内 容	
予備電源及び非常電源 (内蔵型)	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。	
	表示	適正であるか確認すること。	
	端子電圧	規定値以上であるか確認すること。	
	切替装置	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わるか確認すること。	
	充電装置	変形、損傷、著しい腐食がなく、異常な発熱等がないか確認すること。	
	結線接続	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認すること。	
受信機	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか確認すること。	
	外形	変形、損傷等がないか確認すること。	
	表示	適正であるか確認すること。	
	警戒区域の表示装置	汚損、不鮮明な部分等がないか確認すること。	
	電圧計	変形、損傷等がなく、指示値が適正であるか確認すること。	
	スイッチ類	端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であるか確認すること。	
	ヒューズ類	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものを使用されているか確認すること。	
	継電器	脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であるか確認すること。	
	表示灯	正常に点灯するか確認すること。	
	通話装置	受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行えるか確認すること。	
	結線接続	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認すること。	
	接地	著しい腐食、断線等がないか確認すること。	
	附属装置	火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないか確認すること。	
	火災表示	火災表示試験を行い、火災表示が適正であるか確認すること。	
回路導通	試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通するか確認すること。		
予備品等	予備品及び回路図等が備えてあるか確認すること。		
感知器	外形	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないか確認すること。	
	警戒状況	未警戒部分	未警戒の部分がないか確認すること。
		感知区域	設定が適正であるか確認すること。
		適応性	設置場所に適応する感知器が設けられているか確認すること。
	機能障害	機能障害となるものがないか確認すること。	
	熱感知器スポット型 (作動式、定温式)	確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるか確認すること。	
煙感知器スポット型 (光電式)	確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるか確認すること。		
煙感知器分離型 (光電式)	確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるか確認すること。		
発信機	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか確認すること。	
	外形	変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないか確認すること。	
	表示	適正であるか確認すること。	
	押しボタン及び送受話器	押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動するか確認すること。 なお、確認灯のあるものについては、点灯するか確認すること。	
音響装置	表示灯	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯しているか確認すること。	
	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。	
	取付状態	脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないか確認すること。	
	音圧等	音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれるか確認すること。	
鳴動	鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動するか確認すること。		
蓄積機能	感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であるか確認すること。		

2 総合点検

点 検 項 目	点 検 内 容
同時作動	機能が正常であるか確認すること。
煙感知器の感度	感度が正常であるか確認すること。 なお、試験終了後、加煙試験を行い、作動状況を確認すること。
地区音響装置の音圧	規定値以上であるか確認すること。
総合作動	非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示及び音響装置の鳴動が正常であるか確認すること。

第4 ガス漏れ火災警報設備 (「消防用設備等の点検要領」第11の2「ガス漏れ火災警報設備」から抜粋)

1 機器点検

点検項目		点検内容
予備電源及び非常電源 (内蔵型)	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。
	表示	適正であるか確認すること。
	端子電圧	規定値以上であるか確認すること。
	切替装置	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わるか確認すること。
	充電装置	変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないか確認すること。
	結線接続	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認すること。
受信機及び中継器	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか確認すること。
	外形	変形、損傷等がないか確認すること。
	表示	適正であるか確認すること。
	警戒区域の表示装置	汚損、不鮮明な部分等がないか確認すること。
	電圧計	変形、損傷等がなく、指示値が適正であるか確認すること。
	スイッチ類	端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であるか確認すること。
	ヒューズ類	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものを使用されているか確認すること。
	継電器	脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であるか確認すること。
	表示灯	正常に点灯するか確認すること。
	結線接続	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認すること。
	接地	著しい腐食、断線等がないか確認すること。
	ガス漏れ表示	適正にされるか確認すること。
	回路導通	試験用計器の指示又は確認灯の点検により導通するか確認すること。
故障表示	適正にされるか確認すること。	
予備品等	予備品及び回路図等が備えてあるか確認すること。	
ガス漏れ検知器	外形	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないか確認すること。
	警戒状況	未警戒部分がないか確認すること。
	設置場所及び設置位置	適正であるか確認すること。
	適応性	検知対象ガスの性状に適応するガス漏れ検知器が設けられているか確認すること。
	機能障害	機能障害となる覆い等がないか確認すること。
作動等	確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるか確認すること。	
警報装置	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。
	取付状態	脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないか確認すること。
	増幅器、操作部	機能が正常であるか確認すること。
	音圧等	音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れるか確認すること。
	ガス漏れ表示灯	変形、損傷、脱落等がなく、正常に点灯し、かつ、容易に識別できるか確認すること。
検知区域警報装置	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。
	取付状態	脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないか確認すること。
	音圧等	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れるか確認すること。
	鳴動区域	適正であるか確認すること。

2 総合点検

点検項目	点検内容
同時作動	機能が正常であるか確認すること。
検知区域警報装置の音圧	規定値以上であるか確認すること。
総合作動	非常電源に切り替えた状態で、任意のガス漏れ検知器を作動させた場合に、ガス漏れ表示及び警報装置の作動が正常であるか確認すること。

第5 非常警報器具及び設備 (「消防用設備等の点検要領」第14「非常警報器具及び設備」から抜粋)

1 機器点検

点 検 項 目		点 検 内 容
非常電源 (内蔵型)	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。
	表示	適正であるか確認すること。
	端子電圧	規定値以上であるか確認すること。
	切替装置	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わるか確認すること。
	充電装置	変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないか確認すること。
	結線接続	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認すること。
起動 装置	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか確認すること。
	外形	変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないか確認すること。
放 送 設 備	押しボタン等	機能が正常であるか確認すること。
	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか確認すること。
	外形	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないか確認すること。
	表示	適正であるか確認すること。
	電圧計	変形、損傷等がなく、指示値が適正であるか確認すること。
	スイッチ類	端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であるか確認すること。
	保護板	変形、損傷、脱落等がないか確認すること。
	ヒューズ類	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているか確認すること。
	継電器	脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であるか確認すること。
	計器類	電圧計及び出力計が正常に作動するか確認すること。
	表示灯	正常に点灯するか確認すること。
	結線接続	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認すること。
	接地	著しい腐食、断線等がないか確認すること。
	回路選択	選択した操作回路及び関連する階別作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯するか確認すること。
	2以上の操作部等	同時作動及び同時通話ができるか確認すること。
	遠隔操作器の運動	双方の継電器、モニター、出力計等が正常に作動するか確認すること。
	非常用放送切替	一般放送から非常用放送に確実に切り替わり、かつ、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動するか確認すること。
回路短絡	回路が短絡した場合に、短絡保護回路が遮断し、かつ、その旨の表示をするとともに、他の回路に機能障害がないか確認すること。	
音声警報音	感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送が正常であるか確認すること。	
火災音信号	音響が正常であるか確認すること。	
予備品等	予備品及び回路図等が備えてあるか確認すること。	
スピー カー	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。
	取付状態	脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないか確認すること。
	音圧等	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れるか確認すること。
	鳴動	鳴動方式どおり鳴動するか確認すること。
	音量調整器	非常用放送に支障がないか確認すること。
表示灯	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯しているか確認すること。	

2 総合点検

点 検 項 目	点 検 内 容
音響装置及びスピーカーの音圧	規定値以上であるか確認すること。
総合作動	非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部又は遠隔操作器を操作した場合又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信した場合に、火災表示並びに音響装置及びスピーカーの鳴動が正常であるか確認すること。

第6 避難器具（「消防用設備等の点検要領」第15「避難器具」から抜粋）

1 機器点検

点検項目		点検内容
周囲の状況	設置場所	避難に際し容易に接近できるか確認すること。
	操作面積等	付近に当該器具の操作上支障となるものがなく、必要な面積が確保されているか確認すること。
	開口部	容易に、かつ、安全に開放でき、必要な面積が確保されているか確認すること。
	降下空間	降下上障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか確認すること。
避難空地	避難上障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか確認すること。	
標識	適正に設けられているか確認すること。	
機器本体	本体布及び展張部材	損傷、ほつれ、腐食、著しい摩耗等がないか確認すること。
	縫い合せ部	損傷、緩み、腐食、著しい摩耗等がないか確認すること。
	保護装置	損傷、腐食、著しい摩耗等がないか確認すること。
	結合部	損傷、腐食、緩み等がなく、本体と取付具が緊結されているか確認すること。
	可動部	変形、損傷、腐食等がないか確認すること。
取付具及び支持部	取付具	変形、損傷、腐食、ねじれ、曲がり、接合部の緩み等がなく、支持部に適正に取り付けられているか確認すること。
	可動部	円滑に可動するか確認すること。
	支持部	亀裂、変形、損傷、腐食等がないか確認すること。
	固定環	土砂の堆積等がなく、かつ、保護蓋が容易に開放できるか確認すること。
	ハッチ	開閉操作が容易にできるか確認すること。
格納状況	格納箱	変形、損傷、著しい腐食及び水の侵入等がなく、器具本体の腐食等を防止する措置が適正に講じられているか確認すること。
	格納状況	容易に使用できる状態で格納されているか確認すること。
	使用方法の表示	適正であるか確認すること。

2 総合点検

点検項目	点検内容
器具の取付け等	開口部の開放、器具の取付け等が適正に行うことができるか確認すること。
降下	器具に応じた降下が適正に行うことができるか確認すること。
格納	避難器具に応じた格納が適正に行うことができるか確認すること。

第7 誘導灯（「消防用設備等の点検要領」第16「誘導灯及び誘導標識」から抜粋）

1 機器点検

点検項目		点検内容	
誘導灯	外箱及び表示面	種類	所定の種類のものが適正に設置されているか確認すること。
		視認障害等	所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないか確認すること。
	非常電源（内蔵型）	外形	変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないか確認すること。
		表示	適正であるか確認すること。
		機能	正常であるか確認すること。
	光源	汚損、劣化、ちらつき、影等がなく、正常に点灯しているか確認すること。	
	点検スイッチ	変形、損傷、脱落等がなく、切替機能が正常であるか確認すること。	
ヒューズ類	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているか確認すること。		
結線接続	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認すること。		

第8 排煙設備（「消防用設備等の点検要領」第18「排煙設備」から抜粋）

1 機器点検

点検項目		点検内容	
防煙区画壁	可動壁	周囲の状況	周囲に可動障害となるものがないか確認すること。
		外形	変形、損傷等がないか確認すること。
		機能	正常であるか確認すること。
風道	周囲の状況	可燃物が接触していないか確認すること。	
	外形	変形、損傷、脱落等がないか確認すること。	
	支持部	緩み等がないか確認すること。	
	防火ダンパー	取付部に緩み、脱落等がなく、開閉機能が正常であるか確認すること。	
電動機の制御装置	接続部	パッキン等の損傷、脱落等がないか確認すること。	
	結線接続	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認すること。	
	接地	著しい腐食、断線等がないか確認すること。	
起動装置	自動式起動装置	煙感知器は、自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合しているか確認すること。	
		周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか確認すること。
	手動式起動装置	外形	変形、損傷等がないか確認すること。
		表示	適正にされているか確認すること。
ハンドル及びレバー等	損傷、脱落等がなく、操作が容易にできるか確認すること。		
排煙機	回転羽根及び電動機に変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。		

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、自動又は手動の起動装置の操作により、任意の区画で排煙機の作動試験を行い、次の事項について確認すること。

点検項目	点検内容
排煙機	確実に起動するか確認すること。
可動壁	確実に作動するか確認すること。
電動機の運転電流	適正であるか確認すること。
運転状況	運転中に不規則な若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないか確認すること。
回転羽根	回転が正常であるか確認すること。

第9 蓄電池設備 (「消防用設備等の点検要領」第25「非常電源(蓄電池設備)」から抜粋)

1 機器点検

点検項目	点検内容	
設置状況	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか確認すること。
	区画等	不燃専用室の区画、防火戸等又はキュービクル式蓄電池設備の外箱、扉、換気口等に変形、損傷等がないか確認すること。
	水の浸透	水が浸透していないか確認すること。
	換気	適正に行えるか確認すること。
	照明	蓄電池設備の使用上及び点検上に支障がないか確認すること。
蓄電池	標識	適正に設けられているか確認すること。
	外形	変形、損傷、著しい腐食、漏液等がないか確認すること。
	表示	適正であるか確認すること。
	電解液	比重及び液温が適正で、規定量が満たされているか確認すること。
	減液警報用電極	変形、損傷、腐食、断線等がないか確認すること。
	総電圧	適正であるか確認すること。
	セル電圧	適正であるか確認すること。
	負荷容量	適正であるか確認すること。
	均等充電	適正であるか確認すること。
	充電装置	外形
表示		適正であるか確認すること。
開閉器及び遮断機		変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であるか確認すること。
交流電圧		適正であるか確認すること。
トリクル充電電圧、浮動充電電圧及び定電流電圧充電電圧		適正であるか確認すること。
均等充電電圧		適正であるか確認すること。
出力電流		適正であるか確認すること。
負荷電圧		適正であるか確認すること。
負荷電流		適正であるか確認すること。
自動充電切替		自動的に充電し、かつ、充電完了後トリクル充電又は浮動充電に自動的に切り替わるか確認すること。
逆変換装置	接地	著しい腐食、断線等がないか確認すること。
	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。
	表示	適正であるか確認すること。
	開閉器及び遮断器	変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であるか確認すること。
	交流出力電圧	適正であるか確認すること。
	交流出力電流	適正であるか確認すること。
	周波数	適正であるか確認すること。
接地	著しい腐食、断線等がないか確認すること。	
結線接続	断線、端子の緩み、脱落、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。	
制御装置	変形、損傷等がなく、機能が正常であるか確認すること。	
耐震措置	アンカーボルト等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われているか確認すること。	
予備品等	予備品及び回路図等が備えてあるか確認すること。	

2 総合点検

点検項目	点検内容
接地抵抗	接地抵抗値が適正であるか確認すること。
絶縁抵抗	絶縁抵抗値が適正であるか確認すること。
容量	適正であるか確認すること。
切替装置	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わるか確認すること。
電圧計及び周波数計	指示値が適正であるか確認すること。
警報動作	正常に作動するか確認すること。
減液警報装置	正常に作動するか確認すること。
電圧調整範囲	所定の範囲であるか確認すること。
負荷電圧補償装置	降下電圧が適正であるか確認すること。
タイマー	設定値及び作動が適正であるか確認すること。

第10 配線 (「消防用設備等の点検要領」第26「配線」から抜粋)

1 総合点検

点検項目	点検内容
専用回路	消防用設備等専用である旨の表示があるか確認すること。
開閉器及び遮断機	損傷、過熱、接続部の緩み、変色等がないか確認すること。
ヒューズ類	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているか確認すること。
絶縁抵抗	回路の絶縁抵抗値が適正であるか確認すること。
耐熱保護	耐熱保護部分は、損傷、脱落等がないか確認すること。